もしもの災害に備えて「避難行動要支援者名簿」を作成しています

いつ起こるか分からない大規模災害の発生に備えて、日頃から避難のイメージをしておくことは重要なことです。いざ避難するとなったときに、自力での避難に不安はありませんか。

東日本大震災では、犠牲者の過半数を６５歳以上の高齢者が占め、多くの障がい者も亡くなりました。その教訓から災害対策基本法が一部改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられてます。

●避難行動要支援者名簿とは？

高齢者や障がい者等のうち、災害時に自分で避難することが困難で、避難する際に特に支援が必要な避難行動要支援者を掲載した名簿です。

災害発生時に一人でも多くの生命と身体を守るため、避難連絡、避難誘導、安否確認、救助活動などに活用されます。

●名簿登録対象者は？

在宅で、次の要件に該当する人　（※施設入所者は対象となりません）

①身体障がい者
（身体障害者手帳１～３級の体幹、上下肢、視覚、聴覚の障がいのある人）

②知的障がい者　（療育手帳Ａ判定の人）

③精神障がい者　（精神障害者保健福祉手帳１・２級の人）

④介護保険の認定区分が要介護３～５の人

⑤65歳以上のひとり暮らし高齢者で、介護保険の認定区分が要介護１・２または要支援２の人

⑥その他、具体的な理由により、本人（家族または地域の支援者等）が避難行動要支援者名簿への掲載を求め、市長が認める人

※要件⑥で名簿への登録を希望する場合は、長寿推進課に相談してください。

●名簿を提供する避難支援等関係者は？

自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、消防団、甲斐市を管轄する警察署、甲斐市を管轄する消防署、甲斐市社会福祉協議会、その他市長が必要と認める者です。

●名簿にはどんなことが記載されるの？

①氏名②生年月日③年齢④性別⑤住所又は居所⑥電話番号その他の連絡先⑦避難支援等を必要とする事由⑧その他、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項が記載されます。

裏面もご覧ください

市ではこれまでも、名簿登録対象者本人の申し出を受けて名簿を作成していましたが、更なる災害対策の強化のため、今後は次の２種類の名簿を作成します。

①災害発生時に活用される名簿

名簿登録対象者全員が掲載されています。災害対策基本法及び甲斐市地域防災計画に基づき、市が作成および管理を行うため、本人の申し出は不要です。

災害時に限り、避難支援等関係者に情報提供し、安否確認、避難誘導、救助活動に活用されます。

災害発生

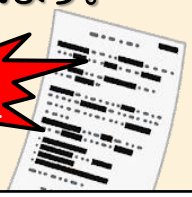

対象者全員が掲載された名簿

情報提供 → 自治会(自主防災組織)・警察・消防などの避難支援等関係者

避難支援 →

②平常時から活用される名簿

名簿登録対象者のうち、平常時からの情報提供に同意した人のみ掲載されます。災害に備えて平常時から情報提供することで、見守り活動や地域の避難訓練等により、避難支援体制の整備に活用されます。

平常時

同意した人のみ掲載された名簿

情報提供 → 自治会(自主防災組織)・警察・消防などの避難支援等関係者

平常時から避難支援等関係者へ情報提供することの意思確認について

平常時からの情報提供に同意し、同意書を提出すると、②の名簿にも登録され、日頃の見守り活動や地域の避難訓練での活用などを通して、災害時の避難支援が受けられやすくなります。

※個人情報の取り扱いについては、災害対策基本法により、提供した避難支援等関係者に対して守秘義務が課せられています。
※同意によって避難支援が必ずしも保証されるものではなく、避難支援等関係者が法的な責任を負うものではありません。

自身の避難をイメージしたとき

- 誰かの助けがほしい
- 避難に関する情報を得ることが難しい
- 自力での避難が難しいことを周りの人に知っておいてほしい

などの不安がある人は、同意書の提出をおすすめします。

■名簿の内容に関すること

・福祉部　長寿推進課　☎０５５－２７８－１６９３

■名簿の活用に関すること

・総務部　防災危機管理課　☎０５５－２７８－１６７６